

平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領(再算定・再格付け)

高松市

この申請要領は、平成31・32年度建設工事入札参加資格者名簿の中間年における決定数値の再算定及び再格付けについて定める件（令和元年高松市告示第569号・高松市病院局告示第11号。以下「中間年再算定・再格付け告示」といいます。）に基づく手続について定めるものとします。

次の事項に十分留意して、申請をしてください。

1 書類提出

(1) 受付期間 **令和元年12月2日(月)～令和元年12月20日(金)**

<土曜日、日曜日及び祝日を除く。>

(2) 受付時間 **午前9時30分～午前11時、午後1時～午後3時30分**

(3) 受付場所 **高松市役所8階 財政局契約監理課**

(4) 提出書類 提出書類については次のとおりです。

◆市内企業

・・・決定数値の再算定及び再格付けに係る提出書類及び**主観的事項の数値に係る提出書類**

※ 上記提出書類については別表のとおりです。

◆準市内企業・市外企業

・・・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が平成30年8月1日から令和元年7月31日までの間のもの）の写し※(1)の受付期間前に、契約監理課に提出している場合は、再度の提出は不要です。上記受付期間後での提出も可能です（中間年再算定・再格付け告示第1項第2号ア(ア)ただし書参照）。

(5) 提出方法 上記の受付場所に持参してください。

※ 行政書士が持参する場合（2通以上の申請書を持参する場合に限ります。）は**予約が必要**です。事前に財政局契約監理課工事契約係（TEL 087-839-2511）まで御連絡ください。

ただし、準市内企業又は市外企業(いずれも「2 定義」(次ページ)を参照してください。)に限り、下記の要領で、郵送による提出が可能です。

郵送の際の事故防止のため、封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、下記の宛先へ**一般書留**又は**簡易書留**により送付してください。

なお、受領証等の返送のため、必ず宛先を明記し、84円切手を貼った定形封筒（定形郵便物の条件を満たす封筒）を同封してください。

※ 到着時刻については、下記郵便追跡サービスに記録されている時刻によります。また、到着確認の問い合わせには、一切応じません。郵便追跡サービス等により御自身で確認してください。 <http://tracking.post.japanpost.jp/services/srv/search/>

(宛先) 〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市財政局契約監理課工事契約係

(6) 提出要領

ア 提出部数 1部

イ 市内企業にあつては「別表」に掲げる順番に提出書類を並べ、その一番上を「決定数値の再算定及び再格付けに係る提出書類一覧表」にし、2穴パンチで書類の左側に穴を開けた書類を、透明なクリアファイルに挟み込んでください。

ウ 準市内企業及び市外企業にあつては、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」のみ、提出してください。今回提出の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の審査基準日が、前回の入札参加資格申請時に提出したものと同じであっても、再度の提出が必要になります。また、前回の入札参加資格申請（平成30年12月1日～同月27日）後、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を契約監理課に提出している場合は、再度の提出は不要です。

エ 各証明書等がA4判より小さいときはA4判の台紙に貼付し、また、大きいときは書類の折り込み、縮小コピー等により対応してください。

オ 提出書類等が不足していると資格審査ができませんので、必要書類を十分に確認の上、申請してください。

カ 市内企業にあつては、受付期間内・受付時間内に提出書類が揃ったものを受理します。経過後は受理しません。

キ 申請書提出後、記載事項に変更が生じたときは、所定の変更届に必要な書類を添えて、直ちに届け出てください（※申請者の都合による決定数値の算定に係る書類の変更及び再提出はできません。）。

2 定義

市内企業・準市内企業・市外企業の定義は、次のとおりです。

市内企業	法人	建設業法上の本店所在地が高松市内で、高松市内に同法上の当該業種に係る営業所（本店を含む。）を有し、かつ、高松市市税条例による法人設立・開設申告書を提出していること。
	個人	高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有し、住民票の住所が引き続き1年以上高松市内であること（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）。
準市内企業	法人	建設業法上の本店所在地が高松市外で、高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有し、高松市市税条例による法人設立・開設申告書を提出していること。
	個人	高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有すること。（市内企業に該当する場合を除く。）。
市外企業	市内企業・準市内企業のいずれにも該当しない者	

3 その他

(1) 契約監理課ホームページに掲載された建設工事に係る平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成30年高松市告示第969号・高松市病院局告示第17号）及び中間年再算定・再格付け告示を熟読の上、申請をしてください。

(2) 「平成31・32年度入札参加資格者名簿」を契約監理課ホームページ（http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html）及び病院局ホームページ（<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/byoin/index.html>）で令和2年4月1日に公表（予定）しますので、個別に通知はいたしません。

(3) 企業は社会を構成する一員として、人権を尊重し、法令を遵守する社会的責任があります。本市に入札参加資格審査の申請をしようとする者は、次のことに努めてください。

ア 不当要求行為に対する対処について

本市では高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱を定め、不当要求について、厳正な対応を求めています。申請を行おうとする者は、同要綱の趣旨を十分理解し、要綱の遵守徹底をお願いします。同要綱は、契約監理課ホームページに掲載しております。

イ 環境や福祉、男女雇用機会均等、子育て支援、人権啓発等の研修会等への積極的な参加について

本市では、企業における社会的責任の自覚とその全うを促すため、各種機会を捉え、講習会や研修会を行っております。入札参加資格申請を行おうとする者は、当該研修会等への積極的な参加をお願いします。

お問合せ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局契約監理課(8階)工事契約係

電話 : 087-839-2511

FAX : 087-839-2570

Eメール : keiyakukanri@city.takamatsu.lg.jp